令和7年2月　坂井市農業委員会　　定例総会議事録

1. 開催日時　　令和7年2月26日（水）　午後2時50分～

2. 開催場所　　坂井市役所　多目的棟3階大ホール

3. 出席委員　　21名（番号は議席番号）

1番　（欠席）	2番　清兼　義靖	3番　坪田　信次
4番　塚谷　英則	5番　木村　公明	6番　吉田　清憲
7番　水野　陽一	8番　（欠席）	9番　大嶋　裕一
10番　本田　雄揮	11番　髙嶋　俊輔	12番　髙橋　正晃
13番　長谷川　喜道	14番　田中　愼一郎	15番　宮田　啓一
16番　中垣内　勇夫	17番　岡　直毅	18番　（欠席）
19番　（欠席）	20番　西　美佐	21番　竹内　ゆかり
22番　宮嵜　美惠子	23番　大川　勝利	24番　田中　正信
25番　三寺　總左ヱ門		

4. 欠席委員　　4名（番号は議席番号）

1番　岡村　素子	8番　牧野　典代	18番　寺嶋　太寿男
19番　月岡　透		

5. 出席者

（農業委員会事務局）

局長　中田　誠　　次長　佐賀　雅治

書記　村本　竜也　　書記　茶谷　倫代

（農業振興課）

参事　島野　大司　　主事　大島　優紀

6. 提出議案

議案第69号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第70号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第71号	現況証明願について
議案第72号	農用地利用集積計画の決定について
議案第73号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について
議案第74号	坂井市農作業標準料金の設定について
議案第75号	坂井市地域計画（案）に対する意見審議について

7. 議事録署名人

16番　中垣内　勇夫　　17番　岡　直毅

事務局長	令和７年２月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。 本日、1 番岡村委員、8 番牧野委員、18 番寺嶋委員、19 番月岡委員の４名から欠席の届出が出ております。したがいまして、ただいまの出席委員数は２１名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、三寺会長よりご挨拶をいただきます。
三寺会長	＜会長挨拶＞
事務局長	それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第５条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、三寺会長にお願いをいたします。
議　長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 16 番中垣内勇夫委員、17 番岡直毅委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第６９号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第６９号は許可することに決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第６９号「農地法第３条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。 次に、議案第７０号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	次に、現地確認の報告、地元委員の意見に移ります。 現地確認の報告をお願いいたします。

委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号７４番を、5番木村委員お願いいたします。
木村委員	5番の木村です。当該地は交差点の角ということもありまして、また若干盆地みたいになっているところで、耕作される方もなかなか難しいというところで、隣の〇〇さんの方に購入してほしいという意向というふうに聞いています。場所が場所、交差点の角というところもありまして、西側に用水路、そこの排水に関しましてもきちっと処理するということで伺っておりますので大丈夫だと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号７５番を、11番髙嶋委員お願いいたします。
髙嶋委員	11 番髙嶋です。整理番号７５番ですけれども、事務局と現地確認委員さんの説明にもあったとおり、〇〇と芦原街道を連結する道の建設ということで、特に問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議　長	続きまして、整理番号７６番を、22番宮嵜委員お願いいたします。
宮嵜委員	22 番宮嵜です。整理番号７６番ですけれども、先ほど現地確認に行かれた委員さんの説明のとおり、周りも〇〇さんのコンクリート資材置き場ですので致し方ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号７７番ですけれども、これ皆さんに諮りたいというご意見ございますので、ちょっとこれだけ除かせていただきまして、整理番号７８番を、21番竹内委員お願いいたします。
竹内委員	21 番の竹内です。ここはもともと一枚の田んぼになっていて、今半分に農作業小屋等建っているんですけど、その後ろ半分に広げたいということで、何ら問題もないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号７９番、８０番を、24 番田中会長職務代理者お願いいたします。
田中職務代理者	24 番田中です。７９番のところですけども、周りが道路とか宅地になっておりまして、また８０番の件も周りが道路と宅地になっておりまして、現地確認に行かれた委員の報告のとおりで、何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくお願いいたします。
議　長	それでは、整理番号７７番を除いた、ほかの案件についてご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければ、お諮りいたします。議案第７０号の整理番号７７番を除いた案件につきまして、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議なしと認めます。議案第７０号「農地法第５条の規定による許可申請の意見審議について」の整理番号７７番を除いた案件につきましては、許

	可相当と認め、意見決定いたしました。 それでは整理番号７７番に戻ります。この問題について、現地確認委員の吉田委員、もう一度説明お願いします。
吉田委員	始末書の内容を見ますと、令和６年に〇〇さんから相続登記を行った時点になぜ申請をしなかったのかなと思っております。
議　長	皆さん始末書を見ていただきたいと思うんですけれども、始末書に書いてあるとおり、〇〇さんが所有しており、亡きあと〇〇さんへ相続登記を行ったという流れかと思います。この流れについて、先ほど吉田委員おっしゃったように、相続登記したときになぜそのことが分かって申請をしていなかったのかというご意見でございます。このご意見について、ほかにご意見のある方お願いをいたします。この所有権移転ということにつきまして、所有権移転するときに手続きがかなり省かれているという具合には見る限りでは思われます。それを今後の農地の、例えば現地確認していただくときにですね、何か支障が起きるようなことが今後続くということになりますと、大変問題かなという具合に思います。始末書は出ておりますので、その始末書が出ていることも皆さんの頭の中に入れていただいてご意見いただけたらと思います。皆さんご意見ございませんでしょうか。現地確認に行かれた吉田委員にしても非常に悩ましい案件やということを申しておりますし、総会で皆さんのご意見伺いながら、承諾なら承諾、否決なら否決、それはもうその総会の意見かと思いますので、遠慮なく言っていただければと思います。
長谷川委員	13 番長谷川です。今の件なんですけど、これ〇〇さんが亡くなって相続して、その前から実際この転用申請者（譲受人）である隣の〇〇さんが勝手に使っていたという。了解は得ていたと思うんですけどね、亡くなった〇〇さんに対して。だから私の考えとしては、たぶんですが、これ（譲受人の）〇〇さんの陳述書が必要、欲しいと思うんですね。この始末書は相続した〇〇さんの始末書になっていると思うんですね。現実的にずっと使っていたのは（譲受人の）〇〇さんみたいな感じに受けるんですね。事務局としてはどうですか。
事務局	そうですね、ここの始末書にも書いてあるとおり、実際に利用していたのは（譲受人の）〇〇さん、現地で話を聞いていた際にも、相続人である〇〇さんが管理していたというよりも、（譲受人の）〇〇さんが管理というか使っていたというふうに言っておりましたので、実際は（譲受人の）〇〇さんの方がどうだったのか。もちろん土地の所有者さんもですけど、（譲受人の）〇〇さんがいつ、どうして、どうなったかというところがもう少し欲しいところでもあるのかなとは思います。
長谷川委員	この始末書がこんなふうになっているのだから、周りも畑だしきちんと管理してくれればいいんだろうけど、誰が良いのか悪いのかというけじめだけしておかないと、後々絶対にこんなの出ると思うよ。今この写真を見ると少し畑も作ってあるみたいだし、要件的には問題ないかもしれないけ

	ど。一度事務局で相談して対応した方がいいんじゃないですか。
事務局	今お話ありましたとおり、(譲受人の) ○○さんの方の情報といいますか、どう利用していたかという部分が一部抜けているのかなと。あくまでも（相続人の）○○さんの方の話がメインで書いてあるところもあるので、そこら辺の聞き取りですとか、どういう経緯だったかとかも含めて、もうちょっとお示しした方がいいのかなというのもありますので、ちょっとそちらの方は考えさせていただこうかなと思います。
事務局長	今ほど申し上げましたように、今回議案として提出はさせていただいているんですけれども、（譲受人の）○○さんが使用するに至った経緯等々につきまして、もうちょっと詳しい説明を求めた上で、今月提案した件については一旦保留とさせていただきまして、また来月以降ご提案させていただくということで対応したいと思います。よろしくお願いいたします。
議　長	吉田委員、長谷川委員、どうでしょうかね。そんな進め方でよろしいでしょうか。
長谷川委員	いや、了解するのは構わないですけど、そのいきさつだけをまた来月に一緒に載せていただければいいかなと。皆さん、今後の対応でもこんな条件が出てくれば対応できると思います。
議　長	ありがとうございました。事務局の方にもまた同じような案件がこれからも、長谷川委員おっしゃったように、出てくる可能性が十二分にありますので、この出てきたときの対応をあまり手抜きしないように、やれることはやっておいていただいて、そして本人さんに対しても説明していただきたいと思います。それでは整理番号７７番につきましては保留として、次回の総会にまた審査をしていただきたいと思います。 次に、議案第７１号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、現地確認の報告をお願いいたします。
委　員	＜委員報告＞
議　長	続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。 整理番号２７番を、23 番大川委員お願いいたします。
大川委員	23 番の大川です。整理番号２７番、図面番号８番の現況証明につきましては、先ほど現地確認委員の言うとおり、コンクリートされて非農地ということはもう確定であると思うので、やむを得ない事情だと思われますので、ご審議よろしくお願いしたいと思います。
議　長	続きまして、整理番号２８番を、24 番田中会長職務代理者お願いいたします。

田中職務代理者	24 番の田中です。現地確認に行かれました委員のおっしゃるとおりで、両脇がもう宅地化されていて何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議　長	続きまして、整理番号２９番を、25 番、私三寺が申し上げます。
三寺会長	現地確認委員のとおりでございまして、周りのことにつきましても何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	それでは、ご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。無ければお諮りいたします。議案第７１号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第７１号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第７２号「農用地利用集積計画の決定について」、および、議案第７３号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」の２議案は関連がございますので、一括として議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	＜農業振興課説明＞
議　長	本議案に対するご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。 無ければお諮りいたします。議案第７２号および議案第７３号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第７２号「農用地利用集積計画の決定について」、および、議案第７３号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第７４号「坂井市農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
議　長	それでは、ご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
大川委員	23 番の大川です。水稲の欄の防除作業のラジコンヘリとドローンですけど、実際的に、例えば農協さんにヘリ防除頼むと１，５００円となってい

	ますが、後でたぶん３００円の補助金というか、戻ってくる部分があると思うんです。それを踏まえるとドローンが２１０円高くなっているので、ドローンの方が実際的に高い料金になっちゃっているので、そこら辺考慮して考えていただいた方がいいんじゃないんかなと。私はドローンしかやってないのでいいんですけど。そういう感じでお願いします。
事務局	ただいまのご質問ですけども、ラジコンヘリの場合は福井県農業会議の方の指針がございません。先日の会議でもラジコンヘリの指針を作っていただくよう要請しておりまして、今ここで上がっています１，５００円といいますのは、先ほども言いましたＪＡからの聞き取りによって１，５００円ということで書かせていただきましたので、今の詳しい中身まではこの聞き取りには書いてございません。
議　長	書いてないというと、特例はどのように考えたらいいということになるのかな。ラジコンヘリは１，５００円、ドローンは１，４１０円ということになっていますので、これラジコンヘリの方が補助が出るということですね。そうすると、今のこれ１，５００円よりも安くなるんじゃないかなということですね。
大川委員	実際１，２００円の消費税やと思います。
議　長	１，２００円が通常になってしまうと、そういうことですね。そうするとドローンでお願いした場合においては、無人ヘリよりも少し割高になってしまうんじゃないかなということになるということですね。
大川委員	そうです。
事務局	実際、福井県農業会議が設定したドローンの場合は１，２００円なんです。そう考えると大川委員が今おっしゃったように、ラジコンヘリと同額になっているんじゃないですかね。このラジコンヘリも先ほど言いました参考料金ということで、双方でその辺は料金を設定していただければ良いかと思います。何もこの料金をそのまま使う必要はないかと思っております。
議　長	なかなかそのあたり、ちょっと金額的なことで悩ましいところがありますけれども、ここに数字が上がっているということを、大概皆さんが参考にしてお話をするような形になるんじゃないかなと思いますので。今事務局からも言いましたように、これはあくまで参考という中身のなかでお願いできればという具合に考えておりますけれどもね。
水野委員	7番水野です。この農協の１，５００円というのは、たぶん散布を２回やったときに補助が出るということが一昨年ぐらいまであったと思うんですけど、もう無かったようにちょっと思うんですけれども、ちょっと曖昧なことなので。１回だけなら１，５００円、２回したら安くなるということは以前あったように思います。
議　長	１回で１，５００円ですか。
水野委員	１回だけなら１，５００円で、年に２回した場合に安くなるという。
議　長	２回したらどうなるということですか。
水野委員	２回目にしたときに農協が安くしてくれるという。

議　長	２回目したときには割安になるということですね、農協の場合は。そうなりますとこれどうなりますかね、なかなか悩ましいところですね。
事務局長	こちらの作業料金につきましては、その助成というのは想定はしていないという現状がございます。あくまでもラジコンヘリにつきましては農協しかやっていないということで、あくまでも参考価格ということのご提示でございます。農協から令和７年度利用料金というのを入手したんですけど、無人ヘリコプターは１，５００円と。ただ、防除作業については同作物において２回以上のヘリ防除をしたものに対し、一反あたり５０円の助成を行う予定ですとは書いてあります。ですから、助成はあるかも分からないんですが、いわゆる作業料金としては一反あたり１，５００円というふうな状況を聞き取りしておりますので、この金額についてはあくまでも参考料金ということでご理解いただいて、実際値引きがあるかどうかというのは、これ予定と書いてありますので、その辺の事情もくんでいただければなと思います。
議　長	今事務局から話があったんですけども、そんな話でどうでしょうか。
大川委員	多分合併、福井県農協になる前までは花咲は３００円の補助していたと思うんですが、合併してから変わったという形で一反あたり５０円ぐらいという予定ということで分かりました。
議　長	いろいろご意見お伺いさせていただいてありがとうございます。また事務局の方も今の意見を参考にして、一応参考価格ということでございますけれども、今後の資料に活かしていただきたいなというふうに思います。それではお諮りいたします。議案第７４号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第７４号「坂井市農作業標準料金の設定について」は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第７５号「坂井市地域計画（案）に対する意見審議について」を議題といたします。事務局および農業振興課の説明を求めます。
事務局	＜事務局説明＞
農業振興課	＜農業振興課説明＞
議　長	それでは、ご意見をお伺いいたします。ご意見ございませんでしょうか。
長谷川委員	13 番長谷川です。これ地域計画はいいんですけど、仮にこれが事務処理進んだとして、これに対しての支援とかいうのはあるんですか。
農業振興課	今農業振興課の方にハード事業ですとかソフト事業、また農業用機械を導入する場合ですとか、そういったいろんな補助金があるかと思うんですけ

	れども、そういった補助金の要件の一つに地域計画の農業を担う者一覧の名簿に名前が載っていることというような、要件の一つとして入ってくる形になります。
長谷川委員	今年の３月からとか言うんですけど、来年一つの集落が８０％、９０％というのをクリアした場合に、その中に３事業体があったとする。３つの事業体がそれぞれに場所を決めてやって、機械の更新もあるし、それが確実に出るのか、何割も出るのがあるのか。そこら辺はきちんと農業振興課の方で把握してもらえるのですか。
農業振興課	集積集約をうまく行った場合に出る補助金ということなんですけれども、中間管理事業の方で、各集落内の農地の例えば８０％以上の農地を担い手さんの方に集約した場合に、集約した面積で反あたり何万円とか、そういった補助金が受けられるというものはあります。
長谷川委員	その系統はもう縮小されて、無くなりはしないけどかなり縮小されたんじゃなかったかな。
農業振興課	そうですね、年々どんどん要件が厳しくなっていきまして、令和６年度については集積率６０％以上から要件があったんですけれども、令和７年度からは最低でも８０％以上の農地を集積しないともらえないと。
長谷川委員	その補助金に対してはね。機械の更新とかは集約ができればそれぞれに出る可能性はあるということですね。
農業振興課	機械等については、名簿に名前が記載してあれば要件としては。
長谷川委員	はい、分かりました。
塚谷委員	4番の塚谷です。５９番の八ケ郷地域ですけども、私別にこの案を反対するわけではないんですけども、個人的に八ケ郷の生産組合の会長を今年からやることになったんで教えてほしいんです。人・農地プランを、以前作ったやつを市の方で検証しなおしてこのプランを作ったということなんですけども、これを今の役員さんに聞いても覚えがないと言っているので、うちの地域も高齢化と農家人口の減ということで、いろいろどうしたらいいんやというのを相談したいなというふうにも思っているんですけども、この案というのを見せてもらうとか、検討してというなら検討したいと思っているんですけど、今の現状のプラン、中心経営体数７名ですけど、そういう人たちの名前も入っているということですね。
農業振興課	地域計画の案の中には７名の担い手さんが位置づけられております。素案につきましては後日、各集落の農家組合長さんに最終確認という形で案を送付させていただきますし、農業振興課の方に来ていただけましたら個別に案の方をお見せします。
塚谷委員	分かるんですけど、先に農業委員会で議決をとってオッケーというのも、生産組合としてはこの案を見たことがないので、末端の方が知らないのにこの委員会で決めていいんかなっていうのもちょっと疑問に思ったので。毎年毎年見直しするっていうのもいいんですけど、ちょっと変だなと。みんなにこれ何って聞いても、うちの役員は知らないっていう人ばっかりな

	ので、申し訳ないんですけど、逆に教えてほしいなというふうに思いました。これがあかんっていうことはないんですけど、反対しているわけではないんですけど、ぜひ情報を提供してほしいかなというふうに思います。
農業振興課	はい、情報提供をさせていただきます。
塚谷委員	これタブレットに入っているって言ったけど、これプリントアウトできないでしょう。だから今の様式見ようと思ったらタブレットでしか見れないんだと思うんですけど、紙でプリントアウトできないとちょっと、みんなに見せたいなというふうにも思っていたんですけど、その辺どうなんですかね。公表したらあかんのですかね。
農業振興課	案につきましては坂井市のホームページの方にずらっと、全地区の地域計画案についてはホームページの方で公表させていただこうかと思いますので。
塚谷委員	これで今縦覧するんですね。とりあえずで、毎年毎年変わるんですね。一年に一回ずつくらい会議の中に案が入るっていうことですね。
農業振興課	この地域計画というのは農地転用とか農用地区域の除外とかにも関係してきまして、この目標地図に色を塗ってある農地を転用ですとか農振除外を行うという場合は、事前に地域計画を変更しなければならないということを言われていまして、その際には今回のように農業委員会の総会に議案として上げさせていただく形になります。ただ、農地の賃借につきましては事後の変更が可能となっておりますので、年に一度、もしくは転用、除外等の変更の案件がある際にまとめて議案として上げさせていただく形になります。
髙橋委員	12 番の髙橋です。今の話にもちょっと関連性あるんですけど、地域の農家組合長なんかも知らない間に、例えば耕作やめた方が役場に相談に行ってどこか探してくれと言って、他所の人を紹介したという事例がありまして、結構これ問題になったんですね。農家組合長も知らない間に営農計画書にはもう次の人の名前が入ってて、そういったことがあるというのはちょっと、出し手、受け手の意向とか、地域の話し合いというのは全くなされてない状態なので、もしそういった問い合わせが役場とかにあった場合は、地域の話し合い、農家組合で諮っているのかとか、そういったこともちょっとやってほしいなと。ちょっとそれ地区でも大きな問題になって、集約、ずっと作っててポツポツと他所に作るという。話し合いがあれば誰がするという集積に向けた話とかもより具体的にできるんだと思うんですけど、そこは皆さんぼんやりしか、特に地主さんなんかは農業離れがひどいので、もう農家組合にも出てこない、耕作者だけで集まるみたいなふうになってきているので、ちょっと将来的に農業大丈夫かなと不安になることがあるので、そういったところも、どこの部署というのはちょっとはっきり分からないんですけども、意識共通して持っていただいて、そういうところを念頭に入れて進めていっていただきたいなという思いがあったので発言させてもらいました。

議　長	そうですね、知らない間に地区外の人が作りに来ているということ自体は大変問題かと思います。これまた事務局の方でもそういうことはチェックできるんですか。
農業振興課	基本的に問い合わせがあった場合は、まず農家組合長さんに相談に行ってくださいというふうにはお伝えしてはいるんですけれども、相談したけど見つからないという場合は、一度農業委員さんに相談するですとか、いきなり他の人が入ってくるということはないようにいろいろ工夫させていただこうかと思います。
議　長	そうですね、それは地区の人の耕作のことを考えると一番大事な問題かなと思います。他地区のところから入ってくるということは、その当地区のやり方とか、今までやっていた周りの人の作業の内容とかに合致するようなことも当然相談の中に入ってくるかと思いますので。一番いいのはやはり地区の取りまとめの農家組合ですね。そしてそこでもう一つ絡めてもらうのはやっぱり区長かなと思います。それはやっぱり二つ絡めてもらって、その二人の相談の中でまとまらんのやとか、対象者がまだ見つかってないんやってなったら、少し余裕みていただいてから、じゃあどうしよう、こっちの方でこうやっていいですかってことで了解をもらった上でやってもらった方が揉め事も最終的に食い止められるんじゃないかなというふうに考えます。
木村委員	5番の木村です。ちょっと質問なんですけれども、資料に付いている地域計画地区名一覧表の中の中心経営体数というところの数字があるじゃないですか。そこの人数というか団体数というのは、今日午前中にメールで送信されてきていますこの資料、各地区の詳細資料の現状というか、農業を担う者の一覧がずらっとあるんですけれども、例えば自分の担当地区の宮領を拝見させてもらいますと、こちらの会議資料の方では中心経営体数９となっているんですけれども、メールで送られた資料にはメンバー数が別途資料で３２名分の名簿が上がっているなかで、その中で利用者という方もいらっしゃるんですけど、その利用者の方を抜かした団体さんというと数値が６になるんですけれども、これちょっとどこをどう取って９になっているのか教えていただきたいです。
農業振興課	中心経営体数というのは認定農業者さんと集落営農組織と認定の法人さんとなっておりまして、利用者さんを除いた数になっております。
木村委員	すいません、宮領区はそれだと６になると思うんですけれども、何か私の見間違いですかね。
農業振興課	本日案を提示させていただいたんですけれども、数も多くありまして、今後２週間の公告を経て３月３１日に策定する予定ですけれども、もう一度中身を、今後補助金を受けられるような予定のある担い手さんとか、逆に転用する予定の農地が入っていないかとか、そこら辺を全てもう一度再度確認した上で策定のときにはもれがないようにするようにしますので、本日はこの内容ちょっと不備もあったかと思うんですけれども、再度もう一

	度確認しますので、よろしくお願いいたします。
塚谷委員	集落に事前に配って意見を求めるということは考えていないですか。もう時間がないかな。
農業振興課	３月３１日までに異議があった場合はそれを修正したものを公告することになりますので、また今後は送付もさせていただきますし、ホームページ等でも公表させていただきます。
田中慎委員	14 番田中ですけれども、この件とちょっとリンクするんですけれども、例えば県外の人が農地を相続するとしますよね。その名義変更とかするときに、その地域の田んぼを誰がやるんやっていうのをちょっと網を張ってほしいなと思うんですけどね。先ほど言っていたかもしれませんが、地域外の人が入ってくるのであれば、その地域の人と協議してほしいし。こういう地域計画とリンクするんじゃないんかなと思うんでね。入口のところで網を張ってほしいなと思うんですけど。要望なんですけどね。
農業振興課	中には県外の方に相続されて来年から作ってくれる方が全然知らないから探してくれないかというふうに窓口来られる方はいるんですけれども、とりあえずはやはりその集落の農家組合長さんに相談してくださいというふうに案内はしていまして、そういうふうにまずは農家組合長さん、集落の方に探してもらってくださいというふうに案内はしています。
事務局	農業委員会としては相続の義務化というところで農地法３条の３の届出という農地の相続をしましたという届出があるので、そういった際に事務局として、もし今後賃借どうなるかとか、賃借権設定しているものも含めまして地元と協議するように伝えるような形はとっていこうかなと思いますので、そちらの方は事務局の方としてもやらせていただきます。
田中慎委員	はい、お願いします。
事務局長	さまざまなご意見ありがとうございます。今タブレットにしか入れてないんですけれども、現状の目標地図ということで地図を付けてあります。この中で集約化等々図っていく上で、当然地域での話し合いのベースになるものと考えていただければ結構です。離農する人とかちょっと高齢でやめたいという人が現れたり、相続等々発生した場合にはまず今ご送付させていただく目標地図ですとか計画を見ていただいて、じゃあどうしていこうという、あくまでも集落ベースでの話し合いのもとになるようなものであると考えております。農業委員会および農業振興課においても、その辺しっかりサポートをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議　長	ほかにご意見ございませんでしょうか。まだまだ帰ってからでも言い忘れた、言っておけばよかったなと思うことがありましたら、農業振興課、農業委員会事務局の方へご連絡していただければと思います。いろいろご意見いただきまして大変ありがとうございました。そのほかにご意見ございませんでしょうか。 ご意見が無いようですので、それではお諮りいたします。議案第７５号は

	原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なしの声）
議　長	異議がないと認めます。議案第７５号「坂井市地域計画（案）に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。
田中愼委員	ちょっといいですか。７５号については今の意見が出ている中を組み込んで承認ですからね。この出てきている内容で承認はしていませんよ、私は。
議　長	それはそうです、もちろんです。今ご意見がいくつも出ておりますので、それに対するご意見を含めたところでの考え方ということでいいかなと思います。
水野委員	7番水野です。ぶり返すようで申し訳ないんですが、今日の７７番の５条の所有権移転のやつなんですけど、ちょっと私も地区担当だったのですが、この（譲受人の）〇〇さんが急に、皆さんそりゃそうだと思いますけど、急に家にいらっしゃって印鑑くださいということで印鑑押すんですけれども、チラチラと住宅地図だけ見せてもらって印鑑押した感じなんですけど、さっき来るまで勘違いをしておりまして、この添付書類の図面番号４を見ると隣の〇〇の鍵（の形）になった、写真で見るといかにも増築になっているんですけど、上からは分かりませんでした。青い斜線になっているところだけの話かなと思っていたわけで、その隣の公図みたいなやつについても、物置と車のスペース、畑になっているところに木材、足場を置くのかなと勝手に思っていまして、その次のページの施設図もただのすみっこにある物置のやつかなと思っていたんですけど、今日配られた資料を見ると、赤い線で引っ張られているのはいかにも何年か前に増築してある鍵（の形の）部分になるので、ちょっと私も先ほどまで、吉田委員に言われるまで、始末書は添付されていますけれども、これは致し方ないかと思いますと言うところでした。そういうのが地区担当として、一応見には行きますけど、今のはすっかり分からないままになっていたもので恥ずかしい話だったんですけれども、こういったところをもうちょっと、測量図みたいなものを先にもらっておかないといけないんでしょうかね、現地担当として。ちょっと勝手が分からないままで。
木村委員	もらっている別冊資料の地図の１６ページの図が間違っているんだと思います。これ紛らわしいですよ。
事務局	今回の案件なんですけど、持って来られたのは行政書士の方なんですけど、その方も正直この公図がどうなっていたかというのを知らなかったみたいな感じもあったので、ちょっとそこら辺も含めてもう一度話しまして、どこまでなのかとか、そういったことも含めて一回話させてもらおうかなと思います。公図とかを見てもなかなか分からないところもあるので、そこはちょっと申請する方も、こちらも事務局としても確認不足もあったので、今回はそういう形でお願いします。

議　長	現地確認に行かれる方はもちろんのことですけれども、担当地区の農業委員の方も一度現地の方に足を運んでいただいて、そこで確認をしていただくということも、二重チェックになって大変これからの仕事に役に立つんじゃないかなというふうに考えます。 ほかございませんでしょうか。以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 （午後４時２６分　議事終了）